

契約の適正な執行に関する行政評価・監視
(勧告・回答対照表)

平成 21 年 7 月

総務省行政評価局

契約の適正な執行に関する行政評価・監視

(勧告・回答対照表)

1 実施時期	平成 20 年 1 月～12 月					
2 勧告先	全府省 (16 府省)					
3 勧告年月日	平成 20 年 12 月 16 日					
4 回答年月日	内閣府	平成 21 年 7 月 7 日	宮内庁	平成 21 年 7 月 1 日	公正取引委員会	平成 21 年 7 月 8 日
	国家公安委員会	平成 21 年 7 月 6 日	金融庁	平成 21 年 7 月 7 日	総務省	平成 21 年 6 月 30 日
	法務省	平成 21 年 7 月 9 日	外務省	平成 21 年 7 月 9 日	財務省	平成 21 年 7 月 9 日
	文部科学省	平成 21 年 7 月 7 日	厚生労働省	平成 21 年 7 月 6 日	農林水産省	平成 21 年 7 月 3 日
	経済産業省	平成 21 年 7 月 3 日	国土交通省	平成 21 年 7 月 13 日	環境省	平成 21 年 7 月 9 日
	防衛省	平成 21 年 7 月 10 日				

勧告要旨	回答要旨
<p>1 各府省における契約の適正化の推進</p> <p>(1) 随意契約の見直し等</p> <p>ア 競争性の高い契約方式への移行の推進</p> <p>関係府省は、契約の競争性の向上を一層推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 競争性のない随意契約又は公募若しくは企画競争による随意契約としている案件について、随意契約とする理由を再点検し、一般競争契約等への移行を推進すること。(内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省)</p>	<p>【内閣府】</p> <p>「随意契約見直し計画」に沿った随意契約の見直しを、幹部会等を通じ改めて周知徹底するとともに、平成 20 年度中に競争性のない随意契約としていた案件について、随意契約とする理由を再点検し、その結果を「平成 21 年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの」及び「平成 21 年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの」としてホームページ上において 21 年 3 月末に公表 (20 年度上半期分) した。</p> <p>また、企画競争による随意契約を締結していた案件については、平成 19 年</p>

勧 告 要 旨	回 答 要 旨
	<p>度に実施内容等を全面的に見直し、より競争性の高い総合評価方式による一般競争契約に移行してきたが、勧告の趣旨を踏まえ、21年度においても引き続き、一般競争契約等への移行を推進することとする。</p> <p>さらに、平成20年2月以降、随意契約審査会では、競争性のない随意契約に加え企画競争及び公募を、内閣府本府入札等監視委員会では、随意契約を含む契約全般を、それぞれ審査しているが、21年度以降も引き続き、随意契約とする理由を厳格に精査していくこととしている。</p> <p>指摘のあった事例（注）（2件）については、企画競争による随意契約を締結していた広報業務を総合評価方式による一般競争契約へ移行する等すべて改善した。</p> <p>（注）平成19年度限りの契約等を除く。以下同じ。</p> <p>【宮内庁】</p> <p>平成20年12月26日に宮内庁随意契約審査委員会を設置し、21年1月以降、随意契約を締結しようとする場合には、当該契約の適否について、同委員会の審査を経なければならないこととするなど、真にやむを得ない場合を除き、より競争性のある契約形態への移行を推進することとした。</p> <p>また、平成20年12月5日「公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議幹事会（第7回）」における「随意契約の見直しに係る今後の対応について」に基づき、担当部局ごとに随意契約とする理由の再点検を行い、その結果を「平成21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの」及び「平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの」としてホームページ上において21年3月末に公表（20年度上半期分）した。</p> <p>指摘のあった事例（2件）については、競争性のない随意契約を締結していた正倉院の模造品作製を公募による随意契約に移行する等すべて改善した。</p> <p>【公正取引委員会】</p> <p>平成20年度中に競争性のない随意契約としていた案件について、随意契約とする理由を再点検し、その結果を「平成21年度以降に競争性のある契約に</p>

勸告要旨	回答要旨
	<p>移行予定のもの」及び「平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの」としてホームページ上において21年3月末に公表(20年度分)した。</p> <p>より競争性の高い契約方式に移行する余地があると指摘のあったタクシーの借上げについては、平成21年度契約から、特命随意契約から公募による随意契約に移行した。</p> <p>【国家公安委員会】</p> <p>競争性のない随意契約としていた案件について、随意契約とする理由を再点検し、その結果を「平成21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの」及び「平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの」としてホームページ上において21年3月末に公表(20年度上半期分)した。</p> <p>指摘のあった広報啓発用パンフレット作成等の広報業務(2件)については、今後、企画競争から総合評価方式の一般競争契約に移行する予定である。</p> <p>【総務省】</p> <p>競争性のない随意契約又は公募や企画競争による随意契約としている案件について、平成21年3月までに随意契約とする理由を再点検し、その結果を「平成21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの」及び「平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの」としてホームページ上において21年3月末に公表(20年度上半期分)した。</p> <p>指摘のあった事例(2件)については、公募による随意契約としていた警備業務を一般競争契約へ移行し改善したもの1件、検討中のもの1件である。</p> <p>なお、東北総合通信局が契約した仙台第2合同庁舎機械警備役務については、「総務省随意契約見直し計画(平成18年6月)」に基づき競争性のない随意契約の見直しを行い、平成19年度から公募を実施しているところであるが、19年度及び20年度はいずれの年度とも1者の応募のみであったため随意契約となったものである。21年度においては2者の応募により、一般競争入札を実施して落札・契約を締結した。22年度以降、国庫債務負担行為の活用を検討することとしている。</p>

勸告要旨	回答要旨
	<p>【法務省】</p> <p>競争性のない随意契約又は公募による随意契約としている案件について、勸告の趣旨を踏まえ、随意契約とする理由を再点検し、その結果を「平成21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの」及び「平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの」としてホームページ上において21年3月末に公表（20年度上半期分）した。</p> <p>また、平成21年度の内部監査（所管各庁に対して官房会計課が実施）において、所管各庁が随意契約とした理由の妥当性について確認するとともに、一般競争契約への積極的な移行の可否について検討するよう指導する予定である。</p> <p>指摘のあった事例（18件）については、競争性のない随意契約としていた警備業務を一般競争契約へ移行する等改善したもの14件、検討中のもの4件である。</p> <p>【外務省】</p> <p>「随意契約の更なる適正化」（平成21年1月13日付け官会回章第6号会計課長回章。以下「回章」という。）を発出し、競争性のない随意契約によらざるを得ないとされてきた事業については、契約方式の選定過程において、競争性のある契約方式への移行の可能性を再検証するとともに、これまで企画競争等の競争性のある随意契約により委嘱先を選定してきた事業については、価格競争の余地が全くないのか等につき再検証することとした。</p> <p>指摘のあった事例（8件）については、競争性のない随意契約としていた電気・機械設備等保守業務を一般競争契約へ移行する等の改善措置を講じた。</p> <p>【財務省】</p> <p>随意契約見直し計画に基づき、競争性の高い契約方式への移行を推進してきたところであるが、勸告の趣旨を踏まえ、仕様書の見直しや資格要件の緩和を適切に行うなどにより、引き続き一般競争契約等への移行を推進することとしている。平成21年3月末には随意契約とする理由を再点検し、その結</p>

勸告要旨	回答要旨
	<p>果を「平成21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの」及び「平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの」としてホームページ上において公表（20年度上半期分）したところである。</p> <p>なお、競争性のない随意契約を実施する場合は、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号）において列挙されている「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」の該当項目を明らかにし、随意契約とする理由の明確化を図るとともに、上記ホームページにも掲載している。</p> <p>指摘のあった事例（9件）については、公募による随意契約としていた昇降機保守業務を一般競争契約へ移行する等改善したもの8件、改善予定のもの1件である。</p> <p>（本省会計課）</p> <p>「ワープロ入力及び印刷等業務」については、平成21年2月に公募を実施したところであるが、応募者が1者であったため、結果的に随意契約を締結した。また、21年度については、公募の結果、関心を持った業者等からの意見を踏まえ、仕様内容を再度見直した上で、一般競争契約を実施（21年4月）したところである。</p> <p>（東北財務局）</p> <p>平成19年度以降において、合同宿舎の遠隔点検装置付の昇降機の保守管理業務（2件）については公募を行い、応募者を探索したうえで応募者が複数いた場合は入札し、応募者が1者の場合は随意契約を締結することとしていたが、21年4月以降、遠隔監視装置を使用した保守管理でも可として競争性を高め、少額の契約を除いてすべて一般競争契約を実施した。</p> <p>（中国財務局）</p> <p>平成19年度以降において、合同宿舎の遠隔点検装置付の昇降機の保守管理業務（3件）については公募を行い、応募者を探索したうえで応募者が複数いた場合は入札し、応募者が1者の場合は随意契約を締結することとしていたが、21年4月以降、遠隔監視装置を使用した保守管理でも可として競争性を高め、少額の契約を除いてすべて一般競争契約を実施した。</p> <p>（札幌国税局）</p> <p>競争性のない随意契約について見直しを随時行い、一般競争契約等の移</p>

勸告要旨	回答要旨
	<p>行を推進している。</p> <p>電話交換設備の保守・使用契約は、複数年度にわたる期間を前提にした契約であることから、機器の更新時期に一般競争への移行を予定している。(広島国税局)</p> <p>競争性のない随意契約について見直しを行い、一般競争契約等の移行を推進している。</p> <p>【文部科学省】</p> <p>平成20年度の内部監査（21年1月から2月まで）において、競争性のない随意契約、公募等の調達について随意契約理由等を再点検した。また、担当部局ごとに随意契約とする理由の再点検を行い、その結果を「平成21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの」及び「平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの」としてホームページ上において21年3月に公表（20年度上半期分）した。</p> <p>指摘のあった事例（6件）については、公募による随意契約としていた運送業務を一般競争契約へ移行する等改善したもの2件、改善予定のもの1件、検討中のもの3件である。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>随意契約の見直しについては、毎年度、「随意契約の見直し計画（改訂）」のフォローアップ調査を実施し、計画が着実に実施されているか再点検を行っているところであるが、勧告後においても、随意契約とする理由を再点検し、その結果を「平成21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの」及び「平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの」としてホームページ上において平成21年3月末に公表（20年度上半期分）したところである。</p> <p>また、今回の勧告の内容については、「契約の適正な執行に関する行政評価・監視の結果について」（平成20年12月26日付け会発第1226001号大臣官房会計課長通知。以下「会計課長通知」という。）により、個別に指摘を受けた機関以外も含め省内へ周知を行い、契約の適正化に向け、さらに厳正な</p>

勸告要旨	回答要旨
	<p>取組を推進することとしたところである。</p> <p>加えて、「行政支出の無駄削減に向けた取組について」（平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省支出点検プロジェクトチーム。以下「無駄削減に向けた取組」という。）において、平成 21 年度の行政コストの節減・効率化への具体的取組の一つとして、「随意契約を競争性の高い契約方式へ移行すること」を盛り込んだところである。</p> <p>指摘のあった事例（68件）については、競争性のない随意契約としていた警備業務を一般競争契約へ移行する等改善したもの45件、改善予定のもの10件、検討中のもの13件である。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>入札・契約の競争性を確保するとともに、随意契約の適正化等を図るため「入札・契約手続審査委員会の設置及び運営について」（平成 21 年 3 月 18 日付け 20 経第 2073 号大臣官房経理課長通知。以下「入札・契約手続審査委員会通知」という。）を発出し、平成 21 年度から同委員会において、個別契約ごとに競争性の阻害要因の有無、より競争性の高い契約形態への移行の可否など、入札・契約手続の事前審査を行うこととした。</p> <p>指摘のあった事例（21件）については、競争性のない随意契約としていた電気の供給業務を一般競争契約へ移行する等改善したもの 8 件、改善予定のもの11件、検討中のもの 2 件である。</p> <p>【経済産業省】</p> <p>一般競争契約等への移行の推進については、「経済産業省行政支出見直し計画（平成21年 3 月30日）」（以下「支出見直し計画」という。）を策定し、以下の取組を実施することとした。</p> <p>① 随意契約を行おうとする場合には、事前に大臣官房会計課長の承認を受けなければならないこととし、大臣官房会計課は「公共調達の適正化について」（平成18年 8 月25日付け財計第2017号）等に従って、引き続き随意契約を認めることが適当か否かを審査する。</p> <p>② 平成20年度に競争性のない随意契約を行ってきた事業について、一般競</p>

勸告要旨	回答要旨
	<p>争契約等の競争性のある契約方式に移行できないか検討を行い、その検討の結果を当省のホームページで公表（平成20年度前期分については21年3月31日に実施済み。20年度後期分については21年6月までに実施）した。</p> <p>指摘のあった事例（9件）については、競争性のない随意契約としていた電気・機械設備等保守業務を一般競争契約へ移行する等改善したもの8件、検討中のもの1件である。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>「国土交通省行政効率化計画」（平成20年12月26日改定。「以下「省効率化計画」という。）において、①随意契約については、「随意契約見直し計画」に沿って、競争性の高い契約方式に速やかに移行すること、②移行に当たっては、原則として一般競争契約に移行し、それが困難な場合に限り、企画競争などの競争性のある随意契約とすること、③平成20年度以降、競争性のない随意契約とした契約については、契約内容、競争性のある契約方式への移行年限、移行困難な場合にはその理由等を原則公表すること等としており、勧告の趣旨を踏まえ、今後も競争性のない随意契約から競争性の高い契約方式への移行等随意契約見直しの取組を進めてまいりたい。</p> <p>指摘のあった事例（137件）については、競争性のない随意契約を締結していた荷物の運送業務を一般競争契約へ移行する等改善したもの75件、改善予定のもの19件、検討中のもの43件である。</p> <p>【環境省】</p> <p>平成21年1月に設置した環境省無駄削減プロジェクトチームにおいて、3月末に「平成21年度行政支出の無駄削減に向けた環境省の取組方針」を定め、その中で、随意契約については、「随意契約見直し計画」（平成19年1月改定）に沿って、競争性の高い契約方式への移行を推進するとともに、物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会等及び内部監査において、契約方法等について検証（チェックポイントを定め案件ごとに実施）することとした。</p> <p>指摘のあった事例（16件）については、競争性のない随意契約としていた外国雑誌の購入を一般競争契約へ移行する等改善したもの3件、改善予定のもの</p>

勸告要旨	回答要旨
	<p>もの4件、検討中のもの9件である。</p> <p>【防衛省】 勸告の趣旨も踏まえ、「契約の適正な執行に関する行政評価・監視の結果について」（平成20年12月25日付け防官企第15373号事務次官通達。以下「事務次官通達」という。）を發し、従来随意契約としていたものについて、随意契約とする理由を再点検し、その結果を「平成21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの」及び「平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの」としてホームページ上において21年3月末に公表（20年度上半期分）するなど、契約の競争性の一層の向上について努めているところである。</p> <p>指摘のあった事例（29件）については、公募により随意契約としていた電気・機械設備等保守業務を一般競争契約へ移行する等改善したものの9件、改善予定のもの15件、検討中のもの5件である。</p>
<p>② 調査、研究開発及び広報に関する契約については、先行府省における実施状況を参考に、実施マニュアル、仕様書、評価基準の整備等の措置を講じつつ、総合評価方式による一般競争契約の導入を促進すること。（国家公安委員会、金融庁、外務省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省）</p>	<p>【国家公安委員会】 調査、研究開発及び広報に関する契約にあつては、平成21年3月にマニュアルを整備し、21年4月以降、総合評価方式による一般競争契約を導入することとした。</p> <p>【金融庁】 調査、研究開発及び広報に関する契約については、先行府省における実施状況を参考に、平成20年度に総合評価方式による一般競争契約を導入したところ（20年度1件）であるが、21年度においても引き続き導入の促進に努める。</p> <p>【外務省】 回章により、研究開発、調査研究、広報等に係る契約で、技術的要素等の評価が重要であるため価格のみで評価することができない契約については、総合評価落札方式の積極的な活用を図ることとした。</p>

勸告要旨	回答要旨
	<p>【厚生労働省】 調査、研究開発及び広報に関する契約については、「研究開発、調査、広報の業務委託に関する総合評価落札方式について（通知）」（平成19年1月18日付け会発第0118003号）により、総合評価方式による一般競争契約の導入を図ったところであるが、その促進を図るため、「研究開発、調査、広報の業務委託に関する総合評価落札方式について」（平成21年3月31日付け事務連絡）により、実施マニュアルを整備し、各部局に周知を図ったところである。</p> <p>【農林水産省】 調査、研究開発及び広報に関する契約については、平成19年度に総合評価方式の実施マニュアルを制定したところであるが、「入札・契約手続等の一層の改善について」（平成21年3月18日付け20経第2075号大臣官房経理課長通知。以下「入札・契約手続改善通知」という。）を發出し、その中で、研究開発、調査及び広報の業務に係る委託契約又は請負契約については、原則一般競争契約（総合評価落札方式を含む。）とすることとした。</p> <p>【国土交通省】 適切な総合評価方式による一般競争契約の導入のため、次のとおり基準を作成したところである。</p> <p>① 総合評価方式における安易な技術評価の実施により、最低価格入札者が排除されることがないよう価格による競争性の確保に配慮するとともに、より具体的な実施、運用が図れるよう標準ガイドラインを作成し、「研究開発、調査及び広報の業務委託に係る総合評価落札方式の実施に伴う手続について」（平成21年3月31日付け国官会第2509号大臣官房会計課長通知。以下「総合評価方式手続通知」という。）により各発注部局等に通知したところである。</p> <p>② 総合評価方式のより確実かつ客観的な技術審査手続・審査体制等を担保するため、総合評価方式手続通知と併せて「随意契約審査委員会及び物品等調達契約総合評価審査委員会の設置についての一部改正について」（平</p>

勸告要旨	回答要旨
	成21年3月31日付け国官会第2510号大臣官房会計課長通知)により各発注部局等に通知したところである。
<p>③ 指名競争契約を行う場合は、指名競争契約とする理由を契約案件ごとに十分検討し、合理的な理由があるときにこれを行うよう徹底すること。(宮内庁、法務省、農林水産省、国土交通省及び防衛省)</p>	<p>【宮内庁】 指名競争契約による場合には、担当部局と審査部局である長官官房主計課において事前協議を行い、真に合理的な理由があるときに限り、これを行うこととしてきたが、勸告の趣旨を踏まえ、より一層徹底することとした。 指摘のあった事例(1件)については、今後、一般競争契約の実施を予定している。</p> <p>【法務省】 勸告の趣旨を踏まえ、「建設工事の競争入札方式による発注手続について」(平成15年4月1日付け法務省施第574号大臣官房会計課長、大臣官房施設課長依命通達)等関連通達を平成21年6月17日付けで改正し、建設工事の入札方式については、一般競争契約を原則とすること、指名競争契約の金額基準を廃して、個々の工事内容に応じて、競争参加資格等審査委員会の審議を経て決定すること等とした。平成21年7月1日以降に入札公告等を行う工事契約からこの改正を適用し、一般競争契約の一層の拡大を図るとともに、指名競争契約を行う場合は、内容を十分検討し、合理的な理由があるときにこれを行うこととした。</p> <p>【農林水産省】 入札・契約の競争性を確保するとともに、より競争性の高い契約形態への移行等を図るため、入札・契約手続審査委員会通知を発出し、平成21年度から同委員会において、個別契約ごとに競争性の阻害要因の有無、より競争性の高い契約形態への移行の可否など、入札・契約手続の事前審査を行うこととした。 指摘のあった事例(52件)については、指名競争入札とする理由が乏しかったものを一般競争契約へ移行する等改善したもの11件、改善予定のもの34</p>

勸告要旨	回答要旨
	<p>件、検討中のもの7件である。</p> <p>【国土交通省】 従来より、会計内部監査において、指名競争契約を行う場合、その理由や指名業者数などについて現場指導を行ってきたところであるが、勸告の趣旨を踏まえ、より十分な検討を行う必要があるなどの旨を、平成21年1月以降の会計内部監査において、各部局等に対し徹底したところである。 指摘のあった事例（54件）については、指名競争契約を締結していた車両管理業務を一般競争契約へ移行する等改善したもの48件、検討中のもの6件である。</p> <p>【防衛省】 勸告の趣旨も踏まえ、事務次官通達を発し、指名競争契約とする理由を十分検討し、合理的な理由があるときのみこれをを行い、合理的な理由がない場合には一般競争契約へ移行するよう努めているところである。 指摘のあった事例（6件）については、指名競争入札とする理由が乏しいものを一般競争契約へ移行する等改善したもの2件、改善予定のもの4件である。</p>
<p>イ 応募（応札）条件等の見直し 関係府省は、競争性のない随意契約から一般競争契約等に移行した契約等の競争性を十分確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 公募の際の公示書に契約を予定する事業者名を記載しないようにするとともに、応募（応札）条件を見直し、同種又は類似業務の実績等の条件について過度の制約とならないよう必要最小限のものとする。こと。（内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省）</p>	<p>【内閣府】 「1者応札1者応募にかかる改善方策」（平成21年3月31日内閣官房・内閣府。以下「府改善方策」という。）において、仕様の資格要件を緩和することを決定し、これに基づき、平成21年度契約から、応募条件等について過度の制約にならないよう見直しを行っている。 指摘のあった事例（2件）については、一般競争契約で締結していたシステム保守管理等業務の応札条件から官公庁の受注実績を削除し改善したもの</p>

勸告要旨	回答要旨
	<p>1件、検討中のもの1件である。</p> <p>【総務省】 応募（応札）条件のうち、同種又は類似の業務の実績等については、「公共調達適正化の一層の推進について（通達）」（平成21年3月10日付け総官会第82号総務省大臣官房会計課長。以下「会計課長通達」という。）及び「実質的な競争性の実現（一者応札・応募等の改善）に向けて」（平成21年3月31日付け総務省大臣官房会計課通知。以下「会計課長通知」という。会計課長通達及び本通知を「会計課長通達等」という。）を発出し、応募条件の確認を強化することにより条件が必要最小限となるよう努めている。</p> <p>特に会計課長通知においては、事業分野（システム関係、事務支援・業務委託関係）ごとに一者応札の割合（平成20年4月から11月の一般競争契約に占める1者応札の割合）を示した上で、具体的な改善方策を示し、徹底を図っている。</p> <p>指摘のあった事例（4件）については、今後、改善を予定している。</p> <p>【法務省】 応札条件のうち、同種又は類似業務の実績等の条件については、「一者入札・一者応募となった契約の類型及び改善方策」（平成21年3月13日公表。以下「省改善方策」という。）により、入札参加資格等について必要以上に高く設定されていないか見直すとともに、仕様書に可能な限り契約実績による制約を設けないこと、特定業者が有利となる条項等は排除すべきこと等を徹底した。</p> <p>指摘のあった事例（11件）については、一般競争契約で締結していた自家用電気工作物保守管理業務の応札条件から同種業務実績を削除する等改善したものの6件、改善予定のもの4件、検討中のもの1件である。</p> <p>【財務省】 財務省においては、一般競争契約等の実施に当たって、応募条件や限定的な実務経験等を設定する場合は、業務の適正な履行確保を考慮しつつ必要最</p>

勸告要旨	回答要旨
	<p>小限のものとなるよう設定してきたところであるが、勸告の趣旨を踏まえ、今後も引き続き検討・見直しを進め、より一層の競争性を確保することとしている。</p> <p>指摘のあった事例（3件）については、一般競争契約で締結していた電話交換業務の応札条件から技能検定合格者の正社員の配置条件を削除する等改善したもの1件、検討中のもの2件である。</p> <p>（北海道財務局）</p> <p>指摘のあった電話交換業務に関しては、同種又は類似業務等の実績等の条件について、平成21年4月以降の契約分から、競争参加資格の要件を見直し、応札条件から技能検定合格者の正社員の配置条件を削除する等、一般競争契約等の競争性を更に確保した。</p> <p>（中国財務局）</p> <p>合同宿舍の維持管理業務（2件）は、施設の適切な管理、退去時の原状回復の確認、漏水の発生等緊急時の対応等、業務内容は多岐にわたっている。このため、競争参加資格の「役務の提供」のうち「建物管理等各種保守管理」に該当する業種は様々であり、業務実績による入札参加条件を設けないと全く業務経験がない業者の参加も可能となり、国が求める業務の提供が受けられないおそれがある。この点にかんがみ、業務実績による入札参加条件を設けることで、国が求める適正な業務水準を確保してきたが、その場合であっても、これまでの実績では複数者の応札があったところである。いずれにせよ、入札参加の条件については、契約の競争性及び履行確実性確保の両面に留意しつつ、今後とも過度な制約とならないよう検討を行ってまいりたい。</p> <p>なお、平成21年3月、管理戸数が小規模である同種の契約に関し、管理戸数が少なく業務実績がない者が受託しても当局がフォローすることで業務履行に支障はないと判断し、「受注対象と同規模程度以上の住宅の維持管理業務実績を有するもの」との入札参加条件を設けないこととした。</p> <p>【文部科学省】</p> <p>実績要件は契約の履行のための必要最小限のものとすることを関係機関及</p>

勸告要旨	回答要旨
	<p>び職員に対し「一者応札・応募の要因分析と改善方策について（通知）」（平成21年3月24日付け20第8023号大臣官房会計課長通知。以下「会計課長通知」という。）により周知した。</p> <p>なお、会計課長通知では、入札説明会への参加企業等からの一者応札・応募に関するアンケートを基にその原因を分析し、より競争性を増すための改善方策を物品製造と建設工事に分けて示している。</p> <p>指摘のあった事例（3件）については、総合評価方式による一般競争契約で締結していた調査研究事業委託の評価基準において、類似業務の実績を基礎点から加点に緩和する等改善したもの2件、検討中のもの1件である。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>競争性のない随意契約から一般競争契約等に移行した契約等の競争性を十分確保する観点から、「1者応札・1者公募に係る改善方策について」（平成21年3月31日付け会発第0331006号大臣官房会計課長通達。以下「会計課長通達」という。）により、資格要件について官公庁の業務実績を設定する等不当に競争参加者を制限する要件を設定しないよう、各部局に周知を図ったところである。また、無駄削減に向けた取組において、平成21年度の行政コストの節減・効率化への具体的取組の一つとして、会計課長通達の内容の徹底と、内部監査で確認することを盛り込んだところである。</p> <p>指摘のあった事例（28件）については、一般競争契約で締結していた就職援助事業の応札条件から援助実績の条件を削除する等改善したもの12件、改善予定のもの4件、検討中のもの12件である。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>入札・契約手続改善通知を発出し、その中で、応札（応募）条件の見直しとして、競争性を確保するために必要最低限の応札（応募）条件にとどめ、合理性に乏しい制限的な応札（応募）条件設定は行わないこととした。</p> <p>指摘のあった事例（72件）については、一般競争契約で締結していた情報システム保守業務の応札条件から中央省庁での保守実績の条件を削除する等改善したもの35件、改善予定のもの34件、検討中のもの3件である。</p>

勸告要旨	回答要旨
	<p>【経済産業省】</p> <p>応募（応札）条件の見直しについては、支出見直し計画を策定し、一般競争契約等の競争性のある契約方式による事業について、新規参入事業者を不当に制限することのないよう、以下の取組を行うこととした。</p> <p>① 入札参加資格の見直し ② 適切な公告期間・事業単位の設定 ③ 技術点に係る適切な評価項目、評価点の設定 等</p> <p>指摘のあった事例（2件）については、一般競争契約で締結していた統計調査業務の応札条件から調査実績の条件を削除する等すべて改善した。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>参加者の有無を確認する公募の手續について、更なる手續の競争性及び透明性の向上を図るため所要（予定する事業者名を記載しないようにする等）の改正を行い、「参加者の有無を確認する公募手續についての一部改正について」（平成21年3月31日付け国官会第2449号大臣官房長通知）により、各発注部局等に通知したところである。</p> <p>また、いわゆる発注者支援業務等について、民間事業者へのアンケート調査の結果を踏まえ、企業及び管理技術者に求める実績要件の緩和や管理技術者に求める資格要件の緩和等の改善策を取りまとめ、第三者委員会に諮った上で平成20年11月20日に公表し、実施してきたところである。</p> <p>さらに、省効率化計画においても、受注実績等により新規参入事業者を不当に制限することのないよう入札資格を見直す等の実質的な競争性を確保するための取組を行うこととしたところである。</p> <p>今後も勸告の趣旨を踏まえ、これらの取組を着実に進めてまいりたい。</p> <p>指摘のあった事例（398件）については、一般競争契約を締結していた警備等業務の応札条件から官公庁の受注実績を削除する等改善したもの339件、改善予定のもの41件、検討中のもの18件である。</p>

勸告要旨	回答要旨
	<p>【環境省】 平成21年3月に「1者応札・応募に係る改善方策」（平成21年3月大臣官房会計課。以下「省改善方策」という。）を取りまとめ、その中で、参加者確認公募方式を行うに当たっては、公示書等に契約を予定する事業者名を記載しないこととした。</p> <p>また、応募（応札）条件の見直しとして、改善方策を検討するためのアンケート調査を実施したところ、事業者側の諸事情から応募（応札）に参加しなかったものがある一方で、応募要件の緩和・明確化を求める意見があったことから、発注者である環境省において競争性を確保するために講ずるべきと考えられるものについて検証を行い、条件の設定を必要最低限なものとした。</p> <p>指摘のあった事例（12件）については、公募において公示書に契約する予定業者名を明記していたものを削除する等改善したものの5件、改善予定のもの7件である。</p> <p>【防衛省】 勸告の趣旨も踏まえ、事務次官通達を発し、応募（応札）条件については、契約の性質又は目的により、競争を適切かつ合理的に行うために必要な限度においてのみ設定することとし、可能な限り応募（応札）条件に同種又は類似業務の実績条件を設定しないよう努めるなど、一般競争契約等の競争性が十分確保されるよう努めているところである。</p> <p>指摘のあった事例（13件）については、一般競争契約で締結していた救急薬品調達の応札条件から過去3年以内の公的機関や同規模機関との実績等の条件を削除する等改善したものの11件、改善予定のもの2件である。</p>
<p>また、企画書・提案書の採点基準を見直し、競争性・公平性が確保された適正なものとする。こと。（総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）</p>	<p>【総務省】 企画書・提案書の採点基準については、会計課長通達等を発出し、採点基準の設定内容の確認を強化することにより競争性、公平性を確保するよう努めている。</p> <p>指摘のあった事例（2件）については、今後、競争性・公平性を確保する</p>

勸告要旨	回答要旨
	<p>よう改善を予定している。</p> <p>【法務省】 企画書・提案書の採点基準について、省改善方策により、審査の透明性及び公平性が確保されるよう、評価基準等の見直しを実施した。 指摘のあった事例（1件）については、今後、競争性・公平性を確保するよう改善を予定している。</p> <p>【文部科学省】 平成20年度の内部監査（21年1月から2月まで）において、総合評価落札方式及び企画競争により契約した事業について、委員の選定方法、採点基準等が適正に行われているかを監査し、競争性・公平性を確保するよう指導したところである。</p> <p>【厚生労働省】 今回の勧告の内容について、会計課長通知により、個別に指摘を受けた機関以外も含め省内に対して、企画書・提案書の採点の際、競争性・公平性を十分に確保し、契約の適正化に向け、厳正な取組を推進するよう徹底したところである。 指摘のあった事例（4件）については、評価項目から実績を削除し競争性・公平性を確保する等改善したもの3件、検討中のもの1件である。</p> <p>【農林水産省】 入札・契約手続改善通知を発出し、その中で、総合評価落札方式又は企画競争方式を行う場合の企画書又は提案書の審査について、透明性及び公平性を確保する観点から、評価基準の作成に当たっては、同種業務と類似業務の実績について過度の配点差を設定しないこと等とした。 指摘のあった事例（1件）については、今後、競争性・公平性を確保するよう改善を予定している。</p>

勸告要旨	回答要旨
	<p>【経済産業省】 企画書・提案書の採点基準の見直しについては、支出見直し計画を策定し、以下の取組を実施することとした。</p> <p>① 一般競争契約（総合評価方式）、企画競争といった価格以外の技術面の評価を要する契約方式を行う場合には、事業内容に応じて、技術点の評価項目の適切な設定、技術点の基礎点と加点の配分の工夫等の取組を行う。</p> <p>② 価格面の競争のない企画競争については事業者選定における外部有識者の関与の積極化を図る。</p> <p>指摘のあった事例（1件）については、採点基準を設定し競争性・公平性を確保するよう改善した。</p> <p>【国土交通省】 省効率化計画において、現行の受託者が過大に評価されないよう、評価項目、評価点の配分等について十分留意するとし、これに基づき取り組んでいるところである。</p> <p>また、企画競争による随意契約については、企画競争の手続について更なる手続の競争性及び透明性の向上を図るため「企画競争の実施についての一部改正について」（平成21年3月31日付け国官会第2451号大臣官房会計課長通知。以下「企画競争改正通知」という。）を各発注部局等に通知したところである。この中で、これまで提案書の評価基準については、「過去の業務経験を求める場合は、過去5年程度以内を原則」としていたものを「技術者等の業務経験を求める場合は、過去10年程度以内を原則」とする等競争性・公平性が確保されることとした。</p> <p>指摘のあった事例（26件）については平成20年12月に関係部局に対して勸告の内容について個別に伝達しており、配点を見直し公平性を確保する等改善したものの20件、改善予定のもの3件、検討中のもの3件である。</p>
<p>② 仕様書等に、新規参入を希望する業者が業務内容や業務量を十分理解し適正な入札価格を算出するために必要な情報を、具体的かつ分かりやすく記載すること。（内閣府、総務省、法務省、厚生</p>	<p>【内閣府】 勸告の趣旨を踏まえ、平成21年度の契約から、仕様書等に業務内容や業務量を十分理解できるよう、事業内容や概算予定額等具体的な内容を記載して</p>

勸告要旨	回答要旨
<p>労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省)</p>	<p>いる。</p> <p>また、これに加え、府改善方策において、新規参入を希望する業者が、履行内容を理解し、より参加しやすくなるよう、可能な限り過去実施した参考となる同様の事業の契約金額、仕様書、成果物等を提示することとしている。</p> <p>指摘のあった事例（1件）については、適正な入札価格を算出するために必要な情報（概算予定額等）を具体的かつ分かりやすく募集要項に記載し改善した。</p> <p>【総務省】</p> <p>仕様書等への必要な情報の記載については、会計課長通達等を発出し、受注実績がなくても入札に参加しやすいように業務内容を明確にするよう見直しを行った。</p> <p>なお、東北総合通信局の事例については、平成19年度単年度の調査検討会として実施したものであるが、今後、同様の調査検討会を開催する場合は、業務の履行場所の一例として施設名（所在地を含む）を記載することとする。</p> <p>【法務省】</p> <p>必要な情報を記載することについては、勸告の趣旨を踏まえ、内部監査等の機会に指導していくこととしている。</p> <p>指摘のあった事例（2件）については、平成21年度内に改善する予定である。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>競争性のない随意契約から一般競争契約等に移行した契約等の競争性を十分確保する観点から、会計課長通達により、仕様書等は業務内容を具体的に分かりやすく書き、特定の者が有利となる仕様にならないよう、各部局に周知を図ったところである。</p> <p>指摘のあった事例（2件）については、適正な入札価格を算出するために必要な情報（使用予定数量）を具体的かつ分かりやすく記載する等改善したもの1件、検討中のもの1件である。</p>

勸告要旨	回答要旨
	<p>【農林水産省】</p> <p>入札・契約手続改善通知を発出し、その中で、入札、企画競争又は公募における新規参入者への公平性を確保するため、過去の事業のノウハウ等により競争に大きな差が生じる事業については、説明会等において応札（応募）者に過去の成果報告書、データ等の情報提供を行うこととするとともに、入札又は公募による場合には、仕様書等において業務の実施手順、実施内容、条件等を具体的に記述することとした。</p> <p>指摘のあった事例（6件）については、適正な入札価格を算出するために必要な情報（物品の構造等）を具体的かつ分かりやすく仕様書等に記載する等改善したもの4件、改善予定のもの1件、検討中のもの1件である。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>いわゆる発注者支援業務等について、民間事業者へのアンケート調査の結果を踏まえ、情報提供の充実等の改善策を取りまとめ、第三者委員会に諮った上で平成20年11月20日に公表し、実施してきたところである。この改善策に基づき、民間事業者向けの説明会を入札公告に先立ち平成20年12月に開催するとともに、入札公告において具体的な応募要件を記載するなど情報提供の充実を図っている。</p> <p>指摘のあった事例（1件）については、仕様書において業務実績に関する応募要件の明確化を図る改善を行っている。</p> <p>【環境省】</p> <p>平成21年3月に省改善方策を取りまとめ、その中で、業務内容が複雑なものについては、仕様書に業務を実施する上で必要な文献・報告書等を示す、事前に説明会を開催し参加者から広く質問を受け付けるなど、入札・企画競争に参加しやすい環境を整備することとし、特に、前年度の業務実績を踏まえ業務を実施するものについては、前年度の成果報告書が環境省ホームページ又は事業担当部署窓口で閲覧できるように工夫することとした。</p> <p>指摘のあった事例（4件）については、適正な入札価格を算出するために</p>

勸告要旨	回答要旨
	必要な情報（作業回数、所要時間等）を具体的かつ分かりやすく仕様書等に記載する等改善した。
<p>③ 公示日から応募締切日までの期間や開札日から役務等の履行開始日までの期間については、契約の対象となる業務の内容に応じて、新規参入を希望する業者又は新規参入業者が必要な準備を行えるよう、十分な期間を確保すること。（総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）</p>	<p>【総務省】 公示日から応募締切日までの期間や開札日から役務等の履行開始日までの期間については、会計課長通達等に基づき、関係各部署と連携し、十分な期間を確保するよう努めている。 特に会計課長通知においては、公告期間別（15日前後）に一者応札割合等の傾向を分析し、その結果を踏まえた改善方策を示し、徹底を図っている。</p> <p>【法務省】 省改善方策により、新規参入を希望する業者又は新規参入業者が必要な準備を行えるよう、相応な期間の確保を図ることとした。 指摘のあった事例（1件）については、検討中である。</p> <p>【文部科学省】 総合評価落札方式及び企画競争については、会計課長通知により平成21年度から、十分な期間として、原則20日以上確保するよう関係機関及び職員に徹底した。 なお、会計課長通知では、入札説明会への参加企業等からの一者応札・応募に関するアンケートを基にその原因を分析し、より競争性を増すための改善方策を物品製造と建設工事に分けて示している。 指摘のあった事例（2件）については、公募において公示日から応募締切日までが短期間となっていたホームページ運営管理業務委託について12日間確保する等改善したもの1件、改善予定のもの1件である。</p> <p>【厚生労働省】 競争性のない随意契約から一般競争契約等に移行した契約等の競争性を十分確保する観点から、会計課長通達により、契約締結から履行開始までの期間や契約期間は十分な期間を設けるなど、新規参入者が応札しやすくするよ</p>

勸告要旨

回答要旨

う、各部局に周知を図ったところである。
 指摘のあった事例（5件）については、一般競争入札等の開札日から役務等の履行開始日までが短期間となっていたホームページ運営管理業務委託について83日間確保する等改善したもの2件、改善予定のもの3件である。

【農林水産省】

入札・契約手続改善通知を発出し、その中で、新規参入希望業者が競争に参加しやすい環境の整備を図るため、公告期間の延長、企画書等の作成期間の確保、事業開始準備期間の確保、成果報告書の提供等を措置することとした。

指摘のあった事例（14件）については、一般競争入札の公告日から入札日までが短期間となっていた庁舎等清掃請負業務について17日間確保する等改善したもの10件、改善予定のもの3件、検討中のもの1件である。

【経済産業省】

公示日から応募締切日までの期間については、「経済産業省行政支出見直し計画（平成21年3月30日）」を策定し、事業者が余裕をもって計画的に提案を行えるよう、平成21年4月から次の取組を実施している。

○ 事業内容に応じて適切な公告期間を設けるとともに、可能な限り説明会を実施し、説明会から提案締切りまでの期間を十分に確保する。具体的には、以下の期間の設定を基本とする。

	公告～説明会	説明会～提案締切り
イ) 研究開発等	10日間	20日間
ロ) その他の高度な技術・知識・設備等が必要な事業（例. 調査、広報等）	5日間	15日間
ハ) イ及びロ以外の事業（例. 印刷、物品購入等）	3日間 （※説明会を行わないことも可）	7日間

指摘のあった事例（1件）については、現在、改善内容を検討中である。

勸告要旨	回答要旨
	<p>【国土交通省】</p> <p>実質的な競争性を確保するため、次のとおり契約の内容に応じ、十分な公告期間を確保するよう徹底することとした。</p> <p>① 企画競争の手續について更なる手續の競争性及び透明性の向上を図るため、企画競争改正通知を各発注部局等に通知したところである。企画競争改正通知では、提案書の提出期限を原則、公示から20日間以上後に設定していたが、1,700万円を超えるものについては、40日間以上後とするなど、公示から応募までの期間を延伸した。</p> <p>② 平成20年7月22日の国土交通大臣の指示により、公用車利用の適正化に着手し、その一環として、より多くの事業者が新たに参入できるよう、20年度後半及び21年度における公用車の車両管理業務を、すべて一般競争入札で実施した。この取組において、従来は3月末に行っていた翌年度契約の開札を、平成21年度からは3月上旬に開札し、事業者に事業開始までに準備する期間を約1か月間確保した。</p> <p>③ いわゆる発注者支援業務等について、民間事業者へのアンケート調査の結果を踏まえ、準備期間の確保等の改善策を取りまとめ、第三者委員会に諮った上で平成20年11月20日に公表し、実施してきたところである。この中で、技術者の配置や拠点活動の準備等の期間を確保するために、3月上旬に契約の相手方を特定できるよう入札契約手続を前倒しした。</p> <p>指摘のあった事例（43件）については、一般競争入札の開札日から役務等の履行開始までが短期間となっていた昇降機保守点検業務について20日間確保する等改善したものの31件、改善予定のもの7件、検討中のもの5件である。</p> <p>【環境省】</p> <p>公示日から応募締切日までの期間としては、最低価格落札方式による入札による場合は、公告から少なくとも10日間以上後に入札を行うとし、総合評価落札方式による入札や企画競争においては、公告から少なくとも20日間以上後を提案書・企画書の提出期限としているところであるが、省改善方策により、事業者に対し、提案書・企画書作成等の十分な検討期間を与えるため、</p>

勸告要旨	回答要旨
	<p>発注時期の見直しや、事業内容が複雑なもので契約金額の大きいものについては、適宜公告から入札や提案書の作成までの期間を延長する措置を講ずることとした。</p> <p>さらに、開札日から役務等の履行開始日までの期間については、事業内容に応じてその都度判断し、その十分な確保に努めている。</p> <p>指摘のあった事例（5件）については、一般競争入札等の開札日から役務等の履行開始日までが短期間となっていた清掃管理等業務について19日間確保する等すべて改善した。</p>
<p>④ 一般競争入札に係る公告及び公募又は企画競争に係る公示の方法については、庁舎の掲示板への掲載のみではなく、当該機関等のホームページにおいても行うこと。（総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省）</p>	<p>【総務省】</p> <p>個別調達的一般競争入札に係る公告及び公募又は企画競争に係る公示については、ホームページ及び庁舎内に掲示することとしてきたところであるが、会計課長通達を発することにより、改めて徹底した。</p> <p>指摘のあった事例（1件）については、ホームページへ掲載し改善した。</p> <p>【法務省】</p> <p>一般競争入札に係る公告及び公募又は企画競争に係る公示の方法については、省改善方策により、近隣の公共機関等の掲示板に掲示するほか、当該機関等のホームページにおいても行うこととした。</p> <p>指摘のあった事例（4件）については、ホームページへ掲載しすべて改善した。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>競争性のない随意契約から一般競争契約等に移行した契約等の競争性を十分確保する観点から、会計課長通達により、公示はホームページへの掲載により行うよう、各部局に周知を図ったところである。</p> <p>指摘のあった事例（2件）については、ホームページへ掲載しすべて改善した。</p>

勸告要旨	回答要旨
	<p>【農林水産省】 入札・契約手続改善通知を発出し、その中で、公告方法の改善として、庁舎の掲示板への掲載のみでなく、当該機関及び上部機関のホームページにおいても行うこととするとともに、ホームページの調達情報について、契約手続別に掲載するなど利用者の利便性を考慮した改善を図ることとした。 指摘のあった事例（6件）については、ホームページへ掲載しすべて改善した。</p> <p>【国土交通省】 従来より、原則として電子入札を実施しており、受注希望者が一元的な情報取得が行えるような環境を整備してきたところである。 また、「参加者の有無を確認する公募手続について」（平成18年9月28日付け国官会第935号）及び「企画競争の実施について」（平成18年11月16日付け国官会第936号）において、各機関の掲示板への掲載のみではなく、ホームページへの掲載も規定していたが、勧告の趣旨も踏まえ、当該通知の改正（平成21年3月31日）に合わせて、再度、各機関に対し、ホームページへの掲載について周知徹底を図ったところである。 さらに、国土交通本省の調達情報を掲載している調達情報公開システムに、平成21年3月よりメールマガジンの機能を追加し、メールアドレスを登録した者に対し、同サイトに新規掲載される調達情報をメール配信している。 指摘のあった事例（2件）については、物品役務等について測量業務と同様にホームページに平成20年12月から一部掲載を開始しているもの1件、改善予定のもの1件である。</p>
<p>ウ 再委託の適正化 関係府省は、再委託の適正化を一層推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 一括再委託の禁止条項を契約書等に適切に設定すること。（公正取引委員会、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省及び防衛</p>	<p>【公正取引委員会】 勧告の趣旨を踏まえ、平成21年度からの契約については、契約書のひな型</p>

勸告要旨	回答要旨
省)	<p>に一括再委託の禁止条項を設定し、契約書に一括再委託の禁止条項を設定することとした。</p> <p>【総務省】 人事・恩給局では、契約書に一括再委託の禁止条項を記載することとし、平成20年11月の契約から適用している。指摘のあった契約案件以外についても再点検し、一括委託禁止条項に漏れがないことを確認した。</p> <p>【法務省】 勸告の趣旨を踏まえ、契約担当官ごとに平成20年度末までに契約書の標準様式を改訂し、一括再委託の禁止条項を設定することとした。 指摘のあった事例（3件）については、すべて契約書に一括再委託の禁止条項を設定した。</p> <p>【厚生労働省】 再委託の適正化については、「公共調達適正化について」（平成18年8月30日付け会発第0830001号）により周知しているところであるが、その一層の推進を図るため、「再委託の適正化を図るための措置について（通知）」（平成21年4月15日付け会発第0415006号官房会計課長）により、再委託の手法、契約書への記載事項等について、各部局に周知を図ったところである。 指摘のあった事例（2件）については、すべて契約書に一括再委託の禁止条項を設定した。</p> <p>【農林水産省】 入札・契約手続改善通知を発出し、その中で再委託の適正化を図るための措置として、一括再契約の禁止条項を契約書に定めることとした。 指摘のあった事例（6件）については、契約書に一括再委託の禁止条項を設定したもの1件、改善予定のもの5件である。</p>

勸告要旨	回答要旨
	<p>【防衛省】 勸告の趣旨も踏まえ、事務次官通達を発し、一括再委託禁止条項を契約書等に適切に設定するよう努めているところである。 技術研究本部においては、平成20年12月22日に契約事務処理要領を一部改正し、一括再委託禁止条項を契約書等に適切に設定することとした。</p>
<p>② 再委託の承認に係る審査基準等の整備を推進するとともに、契約の内容に応じて、再委託してはならない業務の具体化と再委託比率の上限の設定を図ること。また、契約の相手方に対する再委託の承認に係る申請を督促すること。これらの措置を講ずることにより、再委託の承認審査を一層厳格に行うこと。(国家公安委員会、金融庁、法務省、農林水産省、国土交通省及び環境省)</p>	<p>【国家公安委員会】 平成20年12月に、再委託の承認審査に係る契約について、承認申請書への再委託金額の記載の徹底を図り、以降申請のあった5件については、改善が図られた。 指摘のあった事例（1件）について、平成21年度においては、再委託金額を含めた記載事項をもとに審査を行った。</p> <p>【金融庁】 再委託を行う場合には、再委託先との契約金額を承認申請に記載させるよう契約書のひな型を変更し、平成21年1月から3月までは新たに入札手続が開始される契約等に、同年4月以降は対象となるすべての契約に適用することとしたところであり、これにより承認審査を一層厳格に行うこととした。</p> <p>【法務省】 勸告の趣旨を踏まえ、契約担当官ごとに再委託承認申請時に再委託金額を把握できるよう申請様式を変更し、再委託の承認審査を適正に実施しているところである。 なお、今後、再委託の承認に係る審査基準等について、各府省の例を参考にし等により整備を検討する。 指摘のあった事例（4件）については、再委託承認の際に再委託金額を記載させ審査・承認した。</p> <p>【農林水産省】 入札・契約手続改善通知を発出し、その中で再委託の適正化を図るため</p>

勸告要旨	回答要旨
	<p>の措置として、再委託してはならない業務を明確にするとともに、契約締結時等において、受託者又は請負者に対して、再委託を行う場合には契約条項に基づく承認申請を必ず行うよう徹底し、承認申請があった場合には、再委託金額、再委託比率、再委託しなければならない合理的理由等について厳格に審査することとした。</p> <p>また、再委託比率が50パーセントを超える承認は、適用除外業務である場合を除いて原則として行わないこととした。</p> <p>指摘のあった事例（7件）については、契約内容の見直しを行い、これまで再委託比率が50パーセントを超えていた業務を分離独立させ一般競争契約として改善したもの2件、改善予定のもの5件である。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>「平成21年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」（平成21年4月3日付け国官総第3－2号、国官会第20－3号、国地契題意1－2号、国官技第1－2号、国営計第3－2号官房長通知）により、再委託してはならない業務を具体化すること、再委託額が業務委託料の1／3を超える場合における理由確認を厳格に実施することを徹底した。また、関係機関との会議等において再委託の承認に係る申請を適宜督励した。これらの措置を講ずることにより、再委託の承認審査を一層厳格に行うこととした。</p> <p>指摘のあった事例（1件）については、検討中である。</p> <p>【環境省】</p> <p>再委託の取扱いについては、その運用方針を定めていたところであるが、平成21年3月以降、これを徹底するため、「再委任等承認申請書」を当該契約に係る監督職員に提出するよう契約相手方を指導する等により、再委託の承認審査を一層厳格に行うこととした。</p> <p>指摘のあった事例（1件）については、再委任等承認申請書を提出させ審査・承認した。</p>

勸告要旨	回答要旨
<p>エ 契約に係る情報の公表の推進</p> <p>関係府省は、契約内容の透明性の確保を一層推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 契約に係る情報の公表については、18年8月財務大臣通知を踏まえ、公表の時期、公表内容及び公表方法に関し適切な実施を徹底すること。(総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省)</p>	<p>【総務省】</p> <p>会計課長通達を発し、「公共調達 of 適正化について(平成18年8月25日)」通知に基づき、契約情報の公表を適切に実施するよう徹底した。指摘のあった事例(5件)については、今後、改善を予定している。</p> <p>【外務省】</p> <p>契約に係る情報の公表時期(契約締結後72日以内)については、勧告を踏まえ、平成21年4月から改善した。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>今回の勧告の内容について、会計課長通知により、個別に指摘を受けた機関以外も含め省内に対し、契約に係る情報の公表について厳正な取組を推進するよう徹底したところである。</p> <p>指摘のあった事例(61件)については、定められた公表時期(契約締結後72日以内)に公表する等改善したものの56件、改善予定のもの5件である。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>入札・契約手続改善通知を発出し、その中で契約に関する情報の公表に当たっては、公表の時期を明示するとともに、契約担当官等が留意すべき事項として内容の精査、期限の遵守等を明記した。</p> <p>指摘のあった事例(2件)については、本省からのリンクを設定する等すべて改善した。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>「公共調達の適正化について」(平成18年9月21日付け国官会第793-2号大臣官房長通知)により、18年8月財務大臣通知の内容を速やかに各部局等あてに通知し、契約に係る情報の公表を適切に実施するよう周知するとともに、</p>

勧告要旨	回答要旨
	<p>会計内部監査において、重点監査項目とし、その運用状況について、事後的な指導確認を実施してきたところであるが、平成21年度以降も勧告の趣旨を踏まえ、引き続き重点監査項目とし、監査員からの指導により、契約に係る情報の公表について適切な実施を徹底する方針である。</p> <p>指摘のあった事例（26件）については、落札率等の項目を公表様式に設定し公表する等改善したもの19件、改善予定のもの7件である。</p> <p>【環境省】</p> <p>契約に係る情報の公表については、公表の時期、公表内容及び公表方法に関し適切な実施を徹底するために、平成21年4月に省内LANを使って各契約担当職員が随時アクセスし簡易に契約に係る情報を登録できるデータベースを整備し、稼働しているところである。</p> <p>指摘のあった事例（22件）については、定められた公表時期（契約締結後72日以内）にすべて公表した。</p> <p>【防衛省】</p> <p>勧告の趣旨も踏まえ、事務次官通達を発し、契約に係る情報の公表については、平成18年8月の財務大臣通知に従い、適切に実施するよう努めているところである。</p> <p>指摘のあった事例（9件）については、防衛省本省のホームページから各地方防衛局等の契約に係る情報の公表ページへ直接のリンクを行うよう改善したもの8件、定められた公表時期（契約締結後72日以内）に公表するよう改善予定のもの1件である。</p>
<p>② 予定価格については、公表することによる支障がないもの等は公表すること。（公正取引委員会及び法務省）</p>	<p>【公正取引委員会】</p> <p>勧告の趣旨を踏まえ、予定価格については、予定価格を公表しても調達に支障のないもの（6件）について公表した（平成21年6月）。</p> <p>また、今後も、総合評価方式、企画競争のように、公表しても調達に支障のないものについて、予定価格を公表することとしている。</p>

勧 告 要 旨	回 答 要 旨
	<p>【法務省】</p> <p>予定価格については、「契約に係る情報の公表の実施手順に係る予定価格等の取扱い並びに調書送付先等の変更について」（平成21年3月30日付け大臣官房会計課監査室長事務連絡）を発し、平成21年4月以降、契約の内容を個々に検討し、公表することによる支障がないもの等は公表することとした。</p> <p>指摘のあった事例（17件）については、予定価格を公表する等改善したものの14件、改善予定のもの1件、検討中のもの2件である。</p>
<p>(2) 監視体制の整備状況</p> <p>ア 契約を監視する第三者機関の設置及び活動状況</p> <p>関係府省は、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保する観点から、第三者機関による契約の監視が一層厳正かつ効果的に行われるよう、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 第三者機関の委員については、契約の相手方の役員等を選任しないようにすること。(国土交通省)</p>	<p>【国土交通省】</p> <p>勧告の趣旨も踏まえ、第三者機関の委員について、所管公益法人の役員であり、かつ他の所管公益法人から助成金を得て研究を行っていた者の選任は、不適切であったことから、改善措置を行うよう平成20年12月に各部局へ周知した。</p> <p>指摘のあった事例（1件）については、平成20年12月1日付で委員が辞任している。</p> <p>なお、委員の身分に変更があった場合には、変更履歴書を提出させることとする等の改善を行っている。</p>
<p>② 第三者機関の審議案件の抽出は第三者機関又はその委員が行うことを徹底するとともに、第三者機関において応札者(応募者)が1者しかないもの等の重点的な監視が行われるよう、1者応札(応募)契約に関する情報等を第三者機関に十分提供すること。(国土交通省)</p>	<p>【国土交通省】</p> <p>平成20年12月26日に改定した省効率化計画において、応札者又は応募者が1者しかないものなどについては第三者機関が重点的に監視を行うこととしているところであり、勧告の趣旨を踏まえ、審議案件の抽出は第三者機関又はその委員が行うことを徹底するとともに、1者応札(応募)契約に関する情報等を第三者機関に十分提供することについても改善措置を行うよう20年12月に各部局へ通知した。</p> <p>指摘のあった事例（3件）については、各第三者機関で、①審議案件を委</p>

勧 告 要 旨	回 答 要 旨
	員が直接抽出すること、②重点監視案件（1者応札契約等）については、抽出作業前に委員へ説明を行うこと等の改善を行っている。
<p>③ 第三者機関の審議概要については、迅速な公表を推進するとともに、明確かつ分かりやすい公表内容とすること。（内閣府、公正取引委員会、農林水産省及び国土交通省）</p>	<p>【内閣府】 平成20年度以降の入札監視委員会の審議概要をホームページに公表した。</p> <p>【公正取引委員会】 第三者機関の審議の概要については、勧告の趣旨を踏まえ、平成20年度10月開催分から、契約に係る具体的な審議内容を記述して公表することとした。</p> <p>【農林水産省】 平成21年3月18日付けで「入札等監視委員会の設置及び運営について」（平成6年5月31日付け6経第930号大臣官房経理課長通達）の一部を改正し、審議内容を事項ごとに記載する等明確かつ分かりやすく工夫した審議概要の様式を示すとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により、必要な資料を遅滞なく公表することとした。 指摘のあった事例（13件）については、審議概要をホームページでも公表する等改善したもの9件、改善予定のもの4件である。</p> <p>【国土交通省】 第三者機関の審議概要については、平成20年12月26日に改訂した省効率化計画において、引き続き公表することとしているところであり、勧告の趣旨を踏まえ、未公表であった審議概要の公表についても改善措置を行うよう20年12月に各部局へ通知した。 指摘のあった事例（7件）については、ホームページに未掲載であった審議概要の掲載等改善したもの4件、改善予定のもの3件である。</p>
<p>イ 内部監査等の実施状況 関係府省は、随意契約の適正化を一層推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p>	

勸告要旨	回答要旨
<p>① 監査マニュアル等に随意契約に関する監査項目やチェックポイント、他府省における一般競争契約等への移行例を記載するなどの工夫を行い、内部監査を一層厳格かつ効果的に行うこと。(全府省)</p>	<p>【内閣府】 内閣府の監査マニュアルには、従前から随意契約に関する監査項目が記載されており、平成20年度の「会計事務監査実施方針」(平成20年9月25日大臣官房会計課長決定)においても、監査の重点項目として随意契約に関する事項等を掲げ、この方針に従って内部監査を実施している。また、地方支分部局においても、同様の方針に従って内部監査を実施しているところである。勧告の趣旨を踏まえ、今後も引き続き内部監査を厳格に実施することとしている。</p> <p>さらに、行政支出総点検会議の指摘事項を受けて、平成21年1月、「内閣府本府事務改善プロジェクトチーム」を立ち上げており、現在、同チームにおいて、内部監査の実施体制の充実を検討しているところである。</p> <p>【宮内庁】 平成21年4月に「内部監査マニュアル」(平成18年3月31日長官官房主計課策定)を改訂し、随意契約に関する監査項目やチェックポイント、他府省における一般競争契約等への移行例、応募条件などを不当に制限している例も記載した。今回改訂した監査マニュアルを平成21年度の内部監査に活用し、随意契約に関する内部監査を一層厳格かつ効果的に行うとともに、各会計事務担当者へ監査マニュアルを配布し、監査の視点を周知させ、担当者の意識改善を図ることとしている。</p> <p>【公正取引委員会】 随意契約に関する監査項目のチェックポイントについては、平成19年度より設定し、内部監査を実施しているが、各省庁内部監査担当者連絡会(会計検査院主催)等にて、他府省の取組等について情報収集に努め、内部監査の参考としてまいりたい。</p> <p>【国家公安委員会】 勧告を受け、監査実施者に対するマニュアルの再確認を指示したほか、平成21年5月の監査担当者の会議においても随意契約の監査項目等について再</p>

勸告要旨	回答要旨
	<p>度指示徹底を図るなど、厳格かつ効果的な会計監査の実施に努めている。</p> <p>【金融庁】 現在、監査マニュアル等には随意契約に関する監査項目及びチェックポイントを記載しており、内部監査の際に監査員はそれを参考に監査を行っているが、平成21年度内部監査の開始（9月）までに、他省庁の例等を監査マニュアルに加える等により、内部監査を一層厳格かつ効果的に行ってまいりたい。</p> <p>【総務省】 随意契約に関する内部監査については、これまでも重点項目として毎年次策定している会計実施監査の監査計画に盛り込み実施してきたところであるが、平成22年次においては、これに加え監査チェックリストを策定し、実施することとする。</p> <p>また、他府省の一般競争への移行例等については、各府省と連携しつつ順次把握を行い、必要に応じて監査チェックリストに盛り込むほか、監査結果報告等に盛り込むなど、各部局への効果的な周知方法についても平成21年度末までに検討する。</p> <p>【法務省】 内部監査を一層厳格かつ効果的に行うため、既存の会計監査マニュアルに記載されている監査項目やチェックポイント等について見直しを図る予定（平成21年度末目途）である。</p> <p>【外務省】 外務省では、これまで随意契約に関する内部監査を徹底すべく、①随意契約等の適正性を検証するための書面監査用チェックリストの作成、②監査計画における重点監査項目としての随意契約の監査の実施、③契約に係る監査を行う場合の契約データベースの活用、④各種業務を通じた外務省全体の契約状況の把握等を行ってきたところであるが、勸告の趣旨を踏まえ、今後、</p>

勧 告 要 旨	回 答 要 旨
	<p>内部監査を一層厳格かつ効果的に行うための工夫を行い、契約の適正化に努める。</p> <p>【財務省】</p> <p>随意契約を内部監査における最重点監査項目と位置付け、内部監査における参考として作成している会計監査指導マニュアルにおいては、チェックポイントや根拠法令等を具体的に示すなど、内部監査の効果的な実施に努めているところである。監査項目、会計監査指導マニュアルにおけるチェックポイント等については、勧告の趣旨も踏まえ、見直しを行っており、より一層、内部監査を厳格に実施することとしている。</p> <p>なお、指摘事例のあった各機関については、次の措置をとっている。</p> <p>(北海道財務局)</p> <p>毎年度作成する会計監査実施計画に、随意契約に関する監査項目やチェックポイントを盛り込んでおり、これらに基づき内部監査をより一層厳格に実施する。</p> <p>(東北財務局)</p> <p>毎年度作成する会計監査実施計画に、随意契約に関する監査項目やチェックポイントを盛り込んでおり、これらに基づき内部監査をより一層厳格に実施する。</p> <p>(中国財務局)</p> <p>毎年度作成する会計監査実施計画に、随意契約に関する監査項目やチェックポイントを盛り込み、これらに基づき内部監査を厳格に行なっている。さらに、調達（契約）方法の事前審査を実施することで内部監査を効果的に行うことにより、より一層厳格に実施する。</p> <p>(札幌国税局)</p> <p>「公共調達の適正化」通達を踏まえ、随意契約から入札・公募等への移行状況を内部監査項目としており、随意契約の適正化を一層推進するよう徹底を図っていく。</p> <p>(広島国税局)</p> <p>「公共調達の適正化」通達を踏まえ、随意契約から入札・公募等への移</p>

勧 告 要 旨	回 答 要 旨
	<p>行状況を内部監査項目としており、随意契約の適正化を一層推進するよう徹底を図っていく。また、行政評価・監視結果に基づく勧告の指摘事例を参考とし、監査時において、随意契約案件の適否について確認している。</p> <p>【文部科学省】 毎年度内部監査を実施し、その際に監査マニュアル及び重点監査項目を設定し、厳格かつ効果的に実施しているところであるが、勧告の趣旨を踏まえ、平成20年度の内部監査（21年1月から2月まで）においては、①競争性のない随意契約、公募等の調達について随意契約理由等を再点検、②総合評価落札方式及び企画競争により契約した事業について、委員の選定方法、採点基準等が適正に行われているか等を監査した。</p> <p>【厚生労働省】 平成21年度会計事務監査指導実施計画において、「随意契約見直し計画」（平成18年6月策定（19年1月改定））に基づき随意契約の見直しがなされているか、また、新規随意契約案件については随意契約とした理由が妥当であるかを確認することとしている。</p> <p>さらに、競争性があるとして競争契約等に移行したもののうち、一者応札・応募となった事案については、会計課長通達による見直しがなされているかについても併せて確認することとしている。</p> <p>【農林水産省】 「平成21年度監査実施基本方針」（平成21年3月31日付け20経第2149号）において、平成21年度の統一監査事項での重点監査事項の一つとして、「契約の競争性の向上に関する事項」の監査を実施することとしている。</p> <p>また、当該基本方針に基づき作成する「会計事務監査チェックリスト」において、調査、研究開発及び広報業務について、総合評価落札方式へ移行が適切に行われているのかの検証、入札・契約手続について事前審査の強化が図られているかの検証等について確認項目を追加し、内部監査を厳格かつ効</p>

勸告要旨	回答要旨
	<p>果的に行うこととしたい。</p> <p>【経済産業省】 勸告の趣旨を踏まえ、現在監査マニュアルの見直し作業を行っており、平成21年度中に改正予定である。 今後とも内部監査を一層厳格かつ効果的に行うための改善を進めてまいりたい。</p> <p>【国土交通省】 従来より、本省において会計監査要綱に基づき、会計監査実施計画に重点監査事項として随意契約を位置付け、会計監査マニュアル等を策定し、確実かつ効率的な監査実施に努め、会計内部監査実施後には、当該是正指導の概要等について各部局等に通知したところであるが、さらに平成21年1月から、会計内部監査実施状況に関する情報をイントラネットに掲載するなど、内部監査を一層厳格かつ効果的に行う改善を図ったところである。 特に、会計監査マニュアルについては、入札・契約手續ごとに、監査すべきポイント等の補足資料を策定し、説明会を開催するなど、監査員の監査資質にアンバランスを生じないよう努めてきたところであり、引き続き、厳格かつ効果的な監査の実施に努めるよう、契約管理担当者と監査担当者間において説明会を開催するなどの連携を強化することとした。 また、当該実施年度における監査ポイント等が事前に明らかになることにより、監査範囲が絞られないよう配慮しつつ、各部局等においても、効率的な会計内部監査が実施できるよう、関係資料を編集し参考通知することを検討する。</p> <p>【環境省】 平成21年度会計事務監査指導実施計画において、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日財務大臣通知）に基づき随意契約の見直しがなされているか、また、新規随意契約案件については随意契約とした理由が妥当であるかを確認事項とすることとしている。</p>

勸告要旨	回答要旨
	<p>さらに、同実施計画において、競争性があるとして競争入札等に移行したもののうち、一者応札・応募となった事案については、平成21年3月に取りまとめた「1者応札・応募に係る改善方策について」による見直しが行なわれているかを確認事項とすることとしている。</p> <p>【防衛省】 勸告の趣旨も踏まえ、「平成21年度会計監査項目の重点について」（平成21年3月6日付け防経監第2563号事務次官通達）を発し、その中で、平成21年度も随意契約について詳細な点検事項を設定した。また、必要に応じ内部部局と他機関との合同で会計監査を行うよう改善するなど、随意契約の適正化の一層の推進の観点も含めた、より一層厳格かつ効果的な会計監査を実施するよう処置した。</p>
<p>② 随意契約に関する決裁体制の強化を行っていない機関は強化を図ること。（宮内庁、総務省及び法務省）</p>	<p>【宮内庁】 平成20年12月26日に宮内庁随意契約審査委員会を設置し、21年1月以降の随意契約案件について審査を開始し、21年4月末までに22件の随意契約を審査した。</p> <p>また、平成21年3月24日に委員会を開催し、平成21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの及び21年度以降も競争性のない随意契約にならざるを得ないものについて、各部局での検討結果を審査した。</p> <p>【総務省】 指摘があった東北総合通信局及び近畿総合通信局は、従前から実施していた調達要求部局（原課）と財務課（契約担当）のダブルチェックに加え、平成21年度から契約担当課以外の課（総務課）の職員を決裁過程に追加し、「随意契約によることとした理由等」を審査することとした。</p> <p>【法務省】 随意契約に関する決裁については、個々の決裁を厳格に行っているところであるが、重層的な決裁体制の構築についても速やかに検討する。</p>

勸告要旨	回答要旨
<p>2 特殊法人における契約の適正化の推進</p> <p>関係府省は、特殊法人における契約の適正化の推進及び透明性の確保を図る観点から、所管の特殊法人に対し、国や他の特殊法人等の取組状況の情報提供等を通じ、随意契約見直し計画の速やかな再点検及びホームページにおける契約に係る情報の適切な公表の励行を促進させる必要がある。(内閣府、財務省、文部科学省、農林水産省及び経済産業省)</p>	<p>【内閣府】</p> <p>国や他の特殊法人等の取組状況の情報提供等を通じ、沖縄振興開発金融公庫に対し、随意契約見直し計画の速やかな再点検及びホームページにおける契約に係る情報の適切な公表の励行を促進するよう指示した。</p> <p>(沖縄振興開発金融公庫)</p> <p>随意契約見直し計画の速やかな再点検に取り組んでいるところである。また、契約情報の公表基準を国に合わせた内容に改正の上、平成20年10月以降の契約についてホームページに公表している。</p> <p>指摘のあった事例のうち、競争性の高い契約方式への移行を更に推進すべき契約（4件）については、競争性のない随意契約としていた電気・機械設備等保守業務を一般競争契約へ移行する等改善したもの2件、検討中のもの2件である。また、契約情報の公表（4件）については、改定公表した公表基準に従って、平成21年12月に公表済みである。</p> <p>【財務省】</p> <p>国民金融公庫及び国際協力銀行（注）に対し、随意契約見直し計画の速やかな再点検及びホームページにおける契約に係る情報の適切な公表の励行を促進するよう指示した。</p> <p>(国民生活金融公庫)</p> <p>今回の勧告にかんがみ、平成20年4月に策定した「随意契約見直し計画」における競争性のない随意契約については、国並びに他機関の事例等を参考としながら速やかに再点検を実施し、真にやむを得ないものを除き競争性のある契約へ移行させていきたい。</p> <p>また、契約の公表については、平成20年10月以降、契約先の了解が得られない場合等の公表することが困難な案件を除き、国の基準に合わせてホームページに掲載してきているが、今後とも透明性確保の観点から適切に対処してまいりたい。</p> <p>指摘のあった事例のうち、競争性の高い契約方式への移行を更に推進すべき契約（7件）については、競争性のない随意契約としていた情報提供</p>

勧 告 要 旨	回 答 要 旨
	<p>業務を公募による随意契約へ移行し改善したもの1件、検討中のもの6件である。また、契約情報の公表（3件）については、国の公表基準に合わせた基準に従ってすべて公表済みである。</p> <p>(国際協力銀行)</p> <p>今回の勧告にかんがみ、平成20年4月に策定した「随意契約見直し計画」における競争性のない随意契約については、国並びに他機関の事例等を参考としながら速やかに再点検を実施し、真にやむを得ないものを除き競争性のある契約へ移行させていきたい。</p> <p>指摘のあった事例のうち、競争性の高い契約方式への移行を更に推進すべき契約（14件）については、競争性のない随意契約としていた保守管理業務を一般競争契約へ移行する等改善したもの2件、改善予定のもの3件、検討中のもの9件である。</p> <p>(注)平成20年10月1日に、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行国際金融等業務が統合され、株式会社日本政策金融公庫が発足した。また、国際協力銀行海外経済協力業務は、同日付で独立行政法人国際協力機構に統合された。</p> <p>【文部科学省】</p> <p>放送大学学園及び日本私立学校振興・共済事業団に対し、競争性のない随意契約によることがやむを得ないとしているものについて、今回の勧告や国又は他法人の取組状況等を踏まえ、随意契約見直し計画の再点検を行うよう求めた。また、日本私立学校振興・共済事業団に対し、ホームページにおける契約に係る情報の適切な公表がなされていないもの等について、情報を適切に公表するよう求めた。</p> <p>(放送大学学園)</p> <p>財務部から関係部署に対して指示し、随意契約見直し計画の速やかな再点検に取り組んでいるところである。</p> <p>指摘のあった事例（3件）については、改善予定のもの1件、検討中のもの2件である。このうち、外国雑誌の購入については、競争契約へ移行する前提となる複数年度契約を可能とするため「平成21年度会計年度予算</p>

勸告要旨	回答要旨
	<p>予算総則」において債務負担行為を設定し、理事会の議決を経たところである。</p> <p>(日本私立学校振興・共済事業団)</p> <p>財務部から関係部署に対して指示し、随意契約見直し計画の速やかな再点検に取り組んでいるところである。また、国の契約情報の公表基準に合わせた「契約結果公表基準」を平成21年3月末に制定し、平成20年10月以降の契約分をホームページに公表した。</p> <p>指摘のあった事例のうち、競争性の高い契約方式への移行を更に推進すべき契約（5件）については、競争性のない随意契約としていたタクシー借り上げ業務を公募による随意契約へ移行する等改善したもの2件、改善予定のもの3件である。また、契約情報の公表（10件）については、国の公表基準に合わせた基準に従ってすべて公表済みである。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>農林漁業金融公庫（平成20年10月1日に株式会社日本政策金融公庫に統合）及び日本中央競馬会に対し、国や他の特殊法人等の取組状況の情報提供等を通じ、随意契約見直し計画の速やかな再点検及びホームページにおける契約に係る情報の適切な公表の励行を指示した。</p> <p>また、農林漁業金融公庫に対しては、平成20年10月に株式会社日本政策金融公庫に統合されたことを踏まえ、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫等がそれぞれ独自に作成していた随意契約見直し計画に代わり、日本政策金融公庫としての随意契約見直し計画の策定を指示した。</p> <p>(農林漁業金融公庫)</p> <p>随意契約を行おうとする場合は随意契約理由書の提出を義務付け、その妥当性について新たに審査担当（契約担当企画役付）を設けて検証することとした。また、随意契約見直し計画の速やかな再点検にも取り組んでいるところである。さらに、契約の適正化の推進及び透明性の確保を図るため契約マニュアル作成に取り組んでいる。</p> <p>指摘のあった事例のうち、競争性の高い契約方式への移行を更に推進すべき契約（5件）については、競争性のない随意契約としていたタクシー</p>

勧 告 要 旨	回 答 要 旨
	<p>借り上げ業務を公募による随意契約へ移行する等改善したもの2件、改善予定のもの1件、検討中のもの2件である。</p> <p>(日本中央競馬会)</p> <p>随意契約見直し計画の速やかな再点検に取り組み、勧告の趣旨を踏まえた改訂版を平成20年12月25日にホームページにて公表した。</p> <p>また、平成21年1月にホームページにおける契約に係る情報の公表基準を国に合わせた内容に改定し、同月分の契約から改定後の基準に従った公表を実施している。</p> <p>指摘のあった事例のうち、競争性の高い契約方式への移行を更に推進すべき契約(25件)については、競争性のない随意契約としていた競馬場入場券発売業務を一般競争契約へ移行する等改善したもの16件、改善予定のもの9件である。また、契約情報の公表(10件)については、国の公表基準に合わせた基準に従ってすべて公表済みである。</p> <p>【経済産業省】</p> <p>中小企業金融公庫(平成20年10月1日に株式会社日本政策金融公庫に統合)に対し、経済産業省における契約の適正化について情報提供を行い、他の特殊法人に先んじて競争原理の導入を図り、「真にやむを得ない場合における随意契約」を作成させていたところであるが、今般の勧告を機に、随意契約見直し計画の再点検及び契約に係る情報の適切な公表について、指示した。</p> <p>(中小企業金融公庫)</p> <p>随意契約見直し計画の再点検を平成21年4月に実施するとともに、20年10月分契約から契約に係る情報の適切な公表を励行している。</p> <p>指摘のあった事例(3件)については、競争性のない随意契約としていたタクシー借り上げ業務を公募による随意契約へ移行し改善したもの1件、検討中のもの2件である。また、契約情報の公表(2件)については、国の公表基準に合わせた基準に従ってすべて公表済みである。</p>